

産業廃棄物処分業許可証

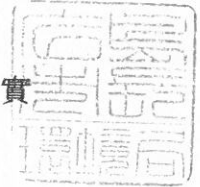
住 所 広島市中区中町8番18号

氏 名 一般財団法人 広島県環境保全公社
理事長 中山 雅文
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成31年 4月23日

許可の有効期限 平成38年 4月22日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
最終処分 (埋立) 以下 余 白	燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。) 及び陶磁器くず 鋳さい がれき類 ばいじん (判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち自動車等破砕物、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下 余 白



- 事業の用に供する全ての施設別添検査済証のとおり。
- 許可の条件
- 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H31. 4. 26	更新許可	..	
..		..	
..		..	

- 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有
- 備考

